

# 大分県内市町村補助事業による木造住宅耐震補強計画に係る審査について

令和7年度 大分県・大分県建築士事務所協会

R7.8.1

No.	Q	A
1	診断士と審査技術者の役割は？	診断士は「指針」に基づく診断・補強計画を行い、審査技術者は、写真や計画図面・補強計画計算書等各書類間に不整合がないか確認の後、「指針等」に基づいた計画となっているかを審査します。
2	何を根拠に計画・審査をするか？	<p>以下の要綱・要領に沿う資料を根拠とし、具体例を示します。</p> <p><b>【要綱】第2条第3項 「耐震補強設計」の定義</b>            大分県木造建築耐震診断士が行う建築物の耐震性能を向上させるための補強計画で、その耐震性能を一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により確かめたものをいう。ただし、知事が認めたものについては、この限りではない。</p> <p><b>【要領】第7 要綱第2条第3項「知事が認めたもの」</b>            知事が認めたものとは、一般社団法人大分県建築士事務所協会が運営する木造耐震改修工法技術評価委員会で技術評価を受けたもの、一般社団法人日本建築防災協会が運営する住宅等防災技術評価制度にて技術評価を受けたもの等、公的機関の技術評価を受けたものとする。</p> <p><b>【計画・審査資料の具体例】</b>            ①2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法（「指針」（青本））            ②日本建築防災協会のQ&amp;A            ③公的機関の技術評価に関する資料            など</p>
3	補強部分の接合部の仕様は？	原則として「平成12年建設省告示1460号」に適合する金物（換算N値による計算を含む）とする。ただしやむを得ない事情によりその他の仕様とすることができず、「補強の方針」等にて説明してください。
4	補強部分の柱頭柱脚金物（い）～（ぬ）の使用に際し既存の無筋コンクリート基礎でも使用できるか？	当面の取り扱いとして換算N値計算による引き抜き力が10kNを超える場合（金物（と）以上となる場合）は、RC基礎（既存無筋コンクリート基礎に抱き合わせで補強する場合を含む）とする。ただし、コア抜きによる既存基礎のコンクリート強度試験データに基づき引き抜き力を負担できることを証明できる場合は、そのデータに基づく引き抜き力を負担できる金物を使用できることとします。

5	既存RC基礎に、あと施工によるホールダウン金物の取付けは可能か？	ケミカルアンカーを使用することにより当面可能とします。
---	----------------------------------	-----------------------------

6	補強に柱を追加する際に横架材にほぞ穴加工できない場合は、専用金物以外に他の汎用製品で代用することは可能か？	当該柱に生じるせん断力を負担できる金物であれば使用しても構いません。ただし、その金物の性能について説明できる場合に限りです。 また、構造用合板が横架材まで留め付け（無開口）されている場合は、当該柱の仕口にせん断力が発生しないため、配慮は不要となります。（「平成12年建設省告示1460号」に適合する金物（換算N値による計算を含む）は別途必要）
	（以下手続きについて）	※以下は協会にて調整します。
11	建築士会の審査を受け審査が終了した診断で錯誤や再調査時の仕様等の変更があった場合の補正方法は？	補強計画図及び計算書で補正してください。（建築士会の審査が終了した現況図及び計算書は補正しないこと）その際、補正した旨を補強計画図等に明示してください。
12	補強部分の写真を添付することとなっているが、調査時の撮影していない部分を改めて撮影する必要があるか？	補強部分の写真の添付を不要とします。
13	すべての必要書類に通し番号をふることにしているが、書類の種類ごととできないか？	これまでどおり、通し番号を振ってください。なお、追加の書類については、枝番号としても差し支えありません。
※このQ & Aは随時更新しますので、最新のものを確認して審査を申請してください。		